

一般廃棄物処理業許可基準要綱（昭和46年）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（収集運搬を業とする基準）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 収集運搬を業とする場合の運搬車両の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）運搬車両は3台以上保有することとし、1車両あたりの最大積載量は8トン以下であること。</p> <p>（2）運搬車両は、一般廃棄物、汚水、臭気等が飛散、流出及び漏洩するおそれのない構造であること。ただし、本市が運営する処理施設（焼却工場（鶴見資源化センターを含む。）、南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場。以下「本市処理施設」という。）に運搬する際は、原則として自動ダンプ型、圧縮方式であることとし、磯子検認所に搬入する際は、吸上車であること。</p> <p>5 収集運搬を業とする場合の業務内容等の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（3）事業活動の月平均稼働日数が20日以上であることとし、本市から請求があったときは、そのことを証明する帳簿書類等を提示することとする。</p>	<p>（収集運搬を業とする基準）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 収集運搬を業とする場合の運搬車両の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）運搬車両は、<u>1車両あたりの最大積載量が8トン以下であること。また、塵芥車を2台以上保有すること。</u></p> <p>（2）運搬車両は、一般廃棄物、汚水、臭気等が飛散、流出及び漏洩するおそれのない構造であること。ただし、本市が運営する処理施設（焼却工場（鶴見資源化センターを含む。）、南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場。以下「本市処理施設」という。）に運搬する際は、原則として<u>ダンプ式又は押し出し式であることとする。また、</u>磯子検認所に搬入する際は、吸上車であること。</p> <p>5 収集運搬を業とする場合の業務内容等の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（3）<u>削除</u></p>
<p>（業の許可申請に係る添付書類等）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 前項の添付書類が、直前に提出した規則第21条の規定による業の許可申請書若しくは規則第22条の規定による事業範囲の変更許可申請書に添付した添付書類等又は第8条に規定する許可申請事項変更申出書若しくは許可申請事項変更届出書に添付した添付書類等と記載内容に変更がない場合は、前項第3号ウ及びエ、第4号、第5号、第6号、第7号（登記事項証明書を除く）、第8号イ、ウ、エ、オ及びケ（写真を除く）並びに第9</p>	<p>（業の許可申請に係る添付書類等）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 前項の添付書類が、直前に提出した規則第21条の規定による業の許可申請書若しくは規則第22条の規定による事業範囲の変更許可申請書に添付した添付書類等又は第8条に規定する許可申請事項変更申出書若しくは許可申請事項変更届出書に添付した添付書類等と記載内容に変更がない場合は、前項第3号ウ及びエ、第4号、第5号、第6号<u>第7号</u>（登記事項証明書を除く）、第8号イ、ウ、エ、オ及びケ（写真を除く）並びに第9</p>

号ア、ウ、エ、オ及びカに定める添付書類等を省略することができる。ただし、資源循環局長が必要と認める添付書類等については、この限りではない。

号ア、ウ、エ、オ及びカに定める添付書類等を省略することができる。ただし、資源循環局長が必要と認める添付書類等については、この限りではない。

各種様式等の新旧対照表については次項参照

車両表示仕様書

- 1 運搬車両の色は、次の色を除いたものとする。
- (1) 本市が保有する塵芥車の類似色（ラッピングカーを除く。）
- (2) 周辺自治体※が指定する収集運搬車両の類似色
- ※周辺自治体とは、東京都23区及び本市に隣接する自治体を指す
- (3) 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡を使用するもの及びこれらに類するもの。
- 2 運搬車両については、その旨の表示を行うものとし、表示方法については、次のとおりとする。
- (1) 車体外側の両側ドア部、両側面及び後部の中央部等の見やすい位置に白色の帯を表示すること。ただし、運搬車両の色が白色系統の場合に限り、文字と同じ色の境界線を表示すること。
- (2) 帯の幅は大型車で20cm、中・小型車で15cmとし、車体に直接塗装すること。
- (3) 帯に表示する内容は、次のとおりとし、車体に直接塗装すること。
- ア ドア部（2段書き）
『一般廃棄物処理業
横浜市許可No.〇〇〇〇』
- イ 側部
業者名を表示（例：『㈱〇〇商事』）
- ウ 後部
『一般廃棄物処理業 横浜市許可No.〇〇〇〇』
- エ 文字の色は濃紺とし、字体は丸ゴシックとする。
- オ 文字の大きさ及び配置は、次のとおりとする。



	大型車		中・小型車	
	大きさ	配置	大きさ	配置
ドア部	縦7cm 横6cm	上中下各2cm 開け、 横はバランスよく。	縦6cm 横5cm	上中下各1cm 開け、 横はバランスよく。
側部・ 後部	縦14cm 横12cm	上中下各3cm 開け、 横はバランスよく。	縦9cm 横7cm	上中下各3cm 開け、 横はバランスよく。

- (4) 兼用車両にて一般廃棄物と（特別管理）産業廃棄物を別架装等に合積みする際は、（3）の内容と重ならない位置に、（特別管理）産業廃棄物を収集運搬する旨の表示を行うこと。
- 3 第三者に関する車体利用広告及びこれに類する運搬車両の識別を阻害する表示は禁止とする。
- 4 本市処理施設へ搬入することがない車両及び機械車両を用いた車道清掃に限定して、本市処理施設に一般廃棄物を搬入する車両については、次のとおりとする。
- (1) 運搬車両の色については、1（2）の規定は適用しない。
- (2) 表示は車体外側の両側ドア部に行う。（※マグネットでの表示可）
- (3) 文字の大きさ、配置及び表示の内容については、2に従うものとする。
- (4) 横浜市内で収集運搬を行う場合は、市民からの誤解を招かないよう他都市一般廃棄物の収集運搬の用に供する運搬車両である旨の表示は行わないものとする。

(案)

車両表示仕様書

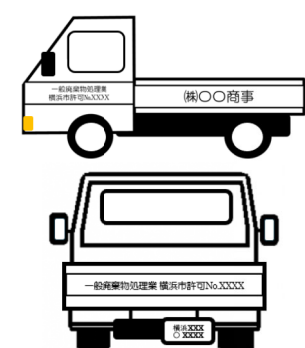
- 1 運搬車両の色は、次の色を除いたものとする。
- (1) 本市が保有する**収集運搬車両**の類似色（ラッピングカーを除く。）
- (2) 周辺自治体※が指定する収集運搬車両の類似色
- ※周辺自治体とは、東京都23区及び本市に隣接する自治体を指す
- (3) 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡を使用するもの及びこれらに類するもの。
- 2 運搬車両については、その旨の表示を行うものとし、表示方法については、次のとおりとする。
- (1) 車体外側の両側ドア部、両側面及び後部の中央部等の見やすい位置に白色の帯を表示すること。ただし、運搬車両の色が白色系統の場合に限り、文字と同じ色の境界線を表示すること。
- (2) 帯の幅は大型車で20cm、中・小型車で15cmとし、車体に直接塗装すること。
- (3) 帯に表示する内容は、次のとおりとし、車体に直接塗装すること。
- ア ドア部（2段書き）
『一般廃棄物処理業
横浜市許可No.〇〇〇〇』
- イ 側部
業者名を表示（例：『㈱〇〇商事』）
- ウ 後部
『一般廃棄物処理業 横浜市許可No.〇〇〇〇』
- エ 文字の色は濃紺とし、字体は丸ゴシックとする。
- オ 文字の大きさ及び配置は、次のとおりとする。

	大型車		中・小型車	
	大きさ	配置	大きさ	配置
ドア部	縦7cm 横6cm	上中下各2cm 開け、 横はバランスよく。	縦6cm 横5cm	上中下各1cm 開け、 横はバランスよく。
側部・ 後部	縦14cm 横12cm	上中下各3cm 開け、 横はバランスよく。	縦9cm 横7cm	上中下各3cm 開け、 横はバランスよく。

【塵芥車】



【軽貨物自動車】



(案)

- (4) 兼用車両にて一般廃棄物と(特別管理)産業廃棄物を別架装等に合積みする際は、(3)の内容と重ならない位置に、(特別管理)産業廃棄物を収集運搬する旨の表示を行うこと。
- 3 第三者に関する車体利用広告及びこれに類する運搬車両の識別を阻害する表示は禁止とする。
- 4 本市処理施設へ搬入することがない車両及び機械車両を用いた車道清掃に限定して、本市処理施設に一般廃棄物を搬入する車両については、次のとおりとする。
- (1) 運搬車両の色については、1(2)の規定は適用しない。
- (2) 表示は車体外側の両側ドア部に行う。(※マグネットでの表示可)
- (3) 文字の大きさ、配置及び表示の内容については、2に従うものとする。
- (4) 横浜市内で収集運搬を行う場合は、市民からの誤解を招かないよう他都市一般廃棄物の収集運搬の用に供する運搬車両である旨の表示は行わないものとする。

年 月 日

(案)

年 月 日

様式 15 (第9条第1項)

様式 15 (第9条第1項)

一般廃棄物収集運搬業
一般廃棄物処分業 許可証

一般廃棄物収集運搬業
一般廃棄物処分業 許可証

住 所

住 所

氏 名

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

~~(法人の場合は、名称・代表者の氏名)~~

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項
とを証する。 第7条第6項 の許可を受けた者であるこ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項
とを証する。 第7条第6項 の許可を受けた者であるこ

横浜市長

印

横浜市長

印

許可の年月日 年 月 日
許可の有効年月日 年 月 日

許可の年月日 年 月 日
許可の有効年月日 年 月 日

1 許可番号
第 号

1 許可番号
第 号

2 事業の範囲

2 事業の範囲

3 許可の条件

3 許可の条件

4 処理施設等の所在地

4 処理施設等の所在地

5 処理施設の種類及び処理能力

5 処理施設の種類及び処理能力

6 許可の更新又は変更の状況
新規許可年月日 年 月 日
変更許可年月日 年 月 日
再交付年月日 年 月 日

6 許可の更新又は変更の状況
新規許可年月日 年 月 日
変更許可年月日 年 月 日
再交付年月日 年 月 日

様式 16 の 1 (第 9 条第 2 項)

年 月 日

変更承認書

住 所

氏 名 様
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長



年 月 日に申出のありました許可申請事項の変更申請については、一般廃棄物処理業許可基準等要綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり承認します。

変 更 内 容	事 項	新	旧
	最大積載量の合計		kg
変 更 年 月 日	年 月 日		
基 準 値	kg (基準日: 年 月 日)		
備 考			

(案)

様式 16 の 1 (第 9 条第 2 項)

年 月 日

変更承認書

住 所

氏 名 様
~~(法人の場合は、名称・代表者の氏名)~~

横浜市長



年 月 日に申出のありました許可申請事項の変更申請については、一般廃棄物処理業許可基準等要綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり承認します。

変 更 内 容	事 項	新	旧
	最大積載量の合計		kg
変 更 年 月 日	年 月 日		
基 準 値	kg (基準日: 年 月 日)		
備 考			

様式 16 の 2 (第 9 条 第 2 項)

年 月 日

変更不承認通知書

住 所

氏 名 様
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長



年 月 日に申出のありました許可申請事項の変更申請については、次の理由により不承認としましたので、一般廃棄物処理業許可基準等要綱第 9 条の規定により通知します。

不 承 認 と し た 理 由	
--------------------------------------	--

(案)

様式 16 の 2 (第 9 条 第 2 項)

年 月 日

変更不承認通知書

住 所

氏 名 様
~~(法人の場合は、名称・代表者の氏名)~~

横浜市長



年 月 日に申出のありました許可申請事項の変更申請については、次の理由により不承認としましたので、一般廃棄物処理業許可基準等要綱第 9 条の規定により通知します。

不 承 認 と し た 理 由	
--------------------------------------	--